

## 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

### 改正の理由

令和 7 年 4 月 1 日から中学校において夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）が開設されることを踏まえて、当該夜間学級に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する。

### 改正の概要

#### 1 夜間学級手当の創設

夜間学級の業務に従事することを本務とする職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師に限る。）が、当該業務に従事したときに、以下のとおり夜間学級手当を支給する。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員については、業務に従事した日 1 日につき 680 円を支給する。
- (2) 管理職手当の支給を受ける職員以外の職員については、業務に従事した日 1 日につき 1,200 円を支給する。

#### 2 兼務手当の改正

夜間学級の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）で以下の場合に、以下のとおり兼務手当を支給する。

- (1) 正規の勤務時間以外の時間に夜間学級の授業を行うものに、授業時間 1 時間につき 1,650 円を支給する。
- (2) 正規の勤務時間に夜間学級の授業を行うものに、授業時間 1 時間につき 570 円を支給する。

※ この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

# 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

令和7年4月1日から中学校において夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）が開設されることを踏まえて、当該夜間学級に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

### （1）兼務手当の改正

ア 夜間学級の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）で正規の勤務時間以外の時間に夜間学級の授業を行うものに、授業時間1時間につき1,650円を支給することとします。（第6条関係）

イ 夜間学級の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）で正規の勤務時間に夜間学級の授業を行うものに、授業時間1時間につき570円を支給することとします。（第6条関係）

### （2）夜間学級手当の創設

夜間学級手当は、夜間学級の業務に従事することを本務とする職員（校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師に限る。）が当該業務に従事したときに支給することとします。

また、夜間学級手当の額は、業務に従事した日1日につき、管理職手当の支給を受ける職員については680円、管理職手当の支給を受ける職員以外の職員については1,200円とすることとします。（第11条の3関係）

### （3）その他

ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略  (定義)  第2条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校、中学校および特別支援学校の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 <u>を除く</u> 。）、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員ならびに <u>同項に規定する会計年度任用職員</u> をいう。  (特殊勤務手当の種類)  第3条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、多級手当、兼務手当、産業教育等実習手当、入学等考查手当 <u>および夜間定時制勤務手当</u> とする。	第1条 省略  (定義)  第2条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校、中学校および特別支援学校の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。） <u>を除く</u> 。）、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員ならびに会計年度任用職員をいう。  (特殊勤務手当の種類)  第3条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、多級手当、兼務手当、産業教育等実習手当、入学等考查手当、 <u>夜間定時制勤務手当および夜間学級手当</u> とする。
第4条および第5条 省略  (兼務手当)  第6条 兼務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。  (1)から(4)まで 省略  (新設)   (新設)	第4条および第5条 省略  (兼務手当)  第6条 兼務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。  (1)から(4)まで 省略  (5) 中学校において夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。） <u>の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）</u> で正規の勤務時間以外の時間に夜間学級の授業を行うもの  (6) 夜間学級の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用

2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 業務に従事した日1日につき350円
- (2) 前項第2号および第3号に掲げる者 授業時間1時間につき1,650円
- (3) 前項第4号に掲げる者 授業時間1時間につき570円

第7条から第11条の2まで 省略

(新設)

第12条以下 省略

職員を除く。）で正規の勤務時間に夜間学級の授業を行うもの

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 業務に従事した日1日につき350円
  - (2) 前項第2号、第3号および第5号に掲げる者 授業時間1時間につき1,650円
  - (3) 前項第4号および第6号に掲げる者 授業時間1時間につき570円
- 第7条から第11条の2まで 省略  
（夜間学級手当）

第11条の3 夜間学級手当は、夜間学級の業務に従事することを本務とする職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師に限る。）が当該業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校職員条例第10条の2第1項の管理職手当の支給を受ける職員  
680円
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 1,200円

第12条以下 省略